

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第9期計画期間 第9回会議)

日時：令和8年6月24日（水）
午後3時00分～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料4)(参考資料4-1～4-2)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料5)(参考資料5-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料1 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし), 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし), 認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料3 施設の整備状況について
- 参考資料3-1 施設整備状況一覧表(令和8年6月1日現在)
- 資料4 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料4-1 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
4-2
- 資料5 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料5-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第9回会議）議事録

日時：令和8年6月24日（水）14:50～15:30

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、浅倉恵子委員、植野大作委員、佐藤清巳委員、菅原委員、土井勝幸委員、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料2）
- (3) 施設の整備状況について（資料3）（参考資料3－1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

植野委員：廃止事業所の廃止理由について、人員の確保が困難であることが挙げられているが、募集はしたが応募がないといった状況ということか。

佐藤係長：元々利用者が少なかった事業所において、職員が退職された際に、コスト面等から新たな職員を雇い入れることが困難になったものであり、応募がなかった等の理由ではないと把握している。

石附委員長：そのような場合、利用者の確保が困難であることが廃止の理由になるのではないか。

佐藤係長：利用者の確保が困難であることも理由の1つだと思われるが、今回は職員の退職に伴い、新たな職員を雇い入れることができないと判断したことが廃止の要因であるため、人員の確保が困難であることが理由となったと考えている。

植野委員：利用者が少なかったとのことだが、デイサービス全体での需要が減少していることが要因なのか。

佐藤係長 : 廃止される事業所もある中、新規参入する事業所については、一定の市場調査を実施した上で参入しているため、需要が減少していることが要因であるとは考えていない。

浅倉委員 : 従業員を募集すれば応募はあるということか。

佐藤係長 : 全ての事業所を把握しているわけではないが、職種によっては応募が無く苦慮している事例や、期間を区切ってスポット的に雇用している事例もある。

植野委員 : 広域型介護老人福祉施設について、他の区に比べ、若林区での受入可能人数が少なく感じるが、整備数は間に合っているのか。

事務局 : 広域型介護老人福祉施設は、仙台市内全域を対象とした公募となっているため、立地条件等から若林区及び宮城野区が他区と比較すれば少ない状況とはなっているものの、特にこの2区において不足しているようなことはない。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料4)(参考資料4-1~4-2)
事務局より説明。

石附委員長 : ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

石附委員長 : 運営法人の変更に伴い指定される事業所について、サービス内容等に変更はあるのか。

事務局 : サービス内容や職員及び利用者に変更はない。

植野委員 : 今回指定申請のあった法人について、経営状況は良好なのか。

佐藤係長 : 応募があった際に、経営状況等について審査をしており、経営状況に問題が無い事を確認している。

石附委員長 : 他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料5)(参考資料5-1)
事務局より説明。

石附委員長 : ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

植野委員 : 居宅サービス計画の作成で指摘のあった事業所について、影響があった利用者は何名だったか。

佐藤係長 : 事業所にて全利用者を自主点検した結果、1名のみに影響があり、その方についてはすでに改善されたことを確認している。

植野委員 : この指摘事項によって、減算等には当たるのか。

佐藤係長 : 運営基準違反ではあるが、報酬等への減算適用は無い。

石附委員長 : 身体的拘束等の適正化について指摘のあった事業所について、具体的な指摘内容は。

事務局 : 身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しなければならないところ、年1回のみの実施となっていた点及び身体的拘束等の適正化のための指針に定めるべき7項目のうち、盛り込まれていない項目があったもの。

植野委員 : 不適切な身体的拘束や虐待等の判断はどのように行っているのか。

佐藤係長 : 身体的拘束や虐待等の相談があった際に調査を行い、都度判断することとしている。また運営指導等において、身体的拘束の適正化や虐待防止について指導するとともに、管理者へのヒアリング時に身体的拘束や虐待に関する知識の確認等を行い、身体的拘束の適正化及び虐待防止を実施するよう呼び掛けている。

菅原委員 : 身体的拘束を行うことができる場合とはどのような時なのか。

事務局 : 原則としては身体的拘束を行ってはいけないこととされており、身体的拘束を実施する際には、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として要件の確認等の手続きを慎重に行った上で、その具体的な内容を記録する必要がある。

石附委員長 : 他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

土井委員 : 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト事業所整備の考え方について、次期計画策定の際に検討いただきたい。

佐藤係長 : 次期計画策定に当たり、事業所への調査等、必要な調査を実施した上で、今後の整備の考え方について検討していきたいと考えている。

石附委員長 : 最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会